

杉並区立地域区民センター及び区民集会所条例施行規則の一部を改正する規則を
公布する。

令和8年5月29日

杉並区長

安本 聡子

杉並区規則第66号

杉並区立地域区民センター及び区民集会所条例施行規則の一部を改正する規
則

杉並区立地域区民センター及び区民集会所条例施行規則（昭和54年杉並区規則
第1号）の一部を次のように改正する。

別表第2 杉並区立荻窪地域区民センターの項中「第3集会室（特別室）」を「第
3集会室」に、「第7集会室」を「第7集会室 第8集会室」に、「第4和室 工
芸室（工芸使用） 料理室 音楽室」を「第1工芸室（工芸使用） 第2工芸室
（工芸使用） 料理室 多目的室 第1音楽室 第2音楽室」に改める。

別表第3 杉並区立荻窪地域区民センターの項中「工芸室」を「第1工芸室及び第
2工芸室」に改める。

別表第4 杉並区立荻窪地域区民センターの部ピアノの項中「ピアノ室及び音楽
室」を「第1音楽室、第2音楽室及びピアノ室」に改め、同部レーザーカラオケの
項を削り、同部に次のように加える。

電子ピアノ	1日	200円	
-------	----	------	--

附 則

- 1 この規則は、令和8年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布
の日から施行する。
- 2 改正後の杉並区立荻窪地域区民センターの施設及び備付器具の使用の承認その
他のこの規則の施行の日以後の使用に関し必要な行為は、同日前においても行う
ことができる。